

匝瑳市中小企業者感染防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、事業継続のために感染症対策を必要とする匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）の中小企業者に対して、感染対策及び非接触化に係る事業に要する経費の軽減を図るため、予算の範囲内において中小企業者感染防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、市内に店舗、工場、事業所等を有する法人又は個人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内で1年以上事業を営んでいること。ただし、チェーン店（特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識の表示、経営方針、サービス内容、外観等において統一性がある同一経営体の主導で設置された店舗をいう。）については、法人にあっては市内に本店を有し、個人にあっては市内に住所を有する者に限るものとする。

(2) 申請時において、事業を継続しており、引き続き市内で事業を継続する意思を有していること。

(3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であること。ただし、農業、林業及び漁業に属する事業を営む者は除く。

(4) 次のいずれかに該当する中小企業者でないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者であって、事業を営むものをいう。以下同じ。）が

所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(5) 個人にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業届（以下「開業届」という。）を提出している者であること。

(6) 店舗、工場、事業所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じていること。ただし、千葉県知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき休業等の要請を行った施設を有する者にあつては、当該要請に応じていること。

(7) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。

(8) 匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者でないこと。

(9) 申請した同一の内容（経費）で、国又は県等から重複して助成又は補助等の交付を受けている場合は、第3条に規定する補助対象経費を超えて交付を受けていないこと。また、市の交付決定後においても交付を受けないこと。

(10) この告示により既に補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び補助要件は別表のとおりとする。ただし、国及び県等からの助成又は補助等の交付を受けている場合は、補助対象経費から国及び県等の助成又は補助等の交付を減じた額を対象とする。

（交付の申請等）

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業者感染防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない

らない。

- (1) 直近の事業年度分の法人市民税の確定申告控の写し（個人であって、青色申告した場合にあっては令和3年分の確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し、白色申告した場合にあっては令和3年分の確定申告書及び収支内訳書の写し）
- (2) 法人にあっては、直近の事業年度分の法人税の確定申告書別表第一の写し及び法人事業概況説明書の写し
- (3) 個人にあっては、開業届等の写し
- (4) 誓約・同意書（第2号様式）
- (5) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類及び写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 申請者は、第1項の申請書を提出する際に規則第12条に規定する実績報告を中小企業者感染防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）により行わなければならない。

（申請期限）

第5条 補助金の支給申請の期限は、令和5年3月31日とする。

（交付の決定等）

第6条 規則第4条の規定により、市長は、前条第1項の申請書の提出があったときには、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、規則第13条の規定により補助金の額を確定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を中小企業者感染防止対策事業補助金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助金の額の確定をしたときは、前項に規定する通知に併せて中小企業者感染防止対策事業補助金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第3号様式）により規則第13条に規定する補助金の額の通知を行うものとする。

（交付の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」と

いう。)が、規則第15条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金振込先の金融機関の口座の通帳等の写しを添付し、中小企業者感染防止対策事業補助金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(報告等)

第8条 市長は、補助金の交付を適正に行うため必要があると認めるときは、交付決定者へ必要な事項について報告を求め、又は交付決定者の関係帳簿書類等を関係職員に調査させることができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的に反して使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(財産の管理等)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下、取得財産等)という。)について、その保管状況を明らかにしておかなければならない。また、所得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整備保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り失効する。

(失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の際現に前項の規定による失効前の匝瑳市中小企業者感染防止対策事業補助金交付要綱（以下「失効前の告示」という。）第6条の規定により市長が補助金の交付の決定をした者に係る失効前の告示第8条及び第9条の規定については、同項の規定による失効後も、なお効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率、補助限度額	補助要件
<p>1 機器購入</p> <p>（1-1）飛沫感染防止対策 アクリル板（ビニールカーテン、防護スクリーン等含む）、パーティション、フロア誘導シール、食器カバー</p> <p>（1-2）接触感染防止対策 非接触型体温計、サーモカメラ、キャッシュトレイ、非接触型液体定量吐出装置（非接触型ディスペンサー）、消毒液ボトル設置台（足踏み式等）、キャッシュレス決済端末、カラーコーン、ベルト式等パーティション</p> <p>（1-3）換気による感染防止対策 二酸化炭素濃度測定器、空気循環装置（サーキュレーター）、空気清浄機、加湿器</p> <p>2 機器等設置工事（本体購入費用含む。）</p> <p>（2-1）接触感染防止対策 自動水栓、人感センサー付き照明、自動開閉トイレの設置、レイアウトの変更</p> <p>（2-2）換気による感染防止対策 換気設備、換気機能を内蔵したエアコン及び窓若しくは自動扉</p> <p>3 その他、市長が必要と認めるもの</p>	<p>補助対象経費の2/3以内、20万円以内</p>	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に代金を支払うこと。</p>

備考

- 1 補助金は、千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 補助対象経費の算定に当たっては、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

第1号様式（第4条関係）

中小企業者感染防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者（報告者）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

メールアドレス

中小企業者感染防止対策事業補助金の交付を受けたいので、匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により下記のとおり中小企業者感染防止対策事業補助金の交付を申請し、同規則第12条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

交付申請額及び実績報告額 金 円

（添付書類）

- 1 直近の事業年度分の法人市民税の確定申告書の写し（個人であつて、青色申告した場合にあつては令和3年分の確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し、白色申告した場合にあつては令和3年分の確定申告書及び収支内訳書の写し）
- 2 法人にあつては、直近の事業年度分の法人税の確定申告書別表第一の写し及び法人事業概況説明書の写し
- 3 個人にあつては、開業届の写し
- 4 補助対象経費を支払ったことを証明する書類及び写真
- 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第2号様式（第4条関係）

誓約・同意書

年 月 日

匝瑳市長 あて

誓約者（同意者）住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者氏名）

⑩

私は、匝瑳市中小企業者感染防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請を行うに当たり、下記の事項について誓約・同意します。

記

- 1 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守しています。
- 2 市が交付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、匝瑳市が申請者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなされても異議ありません。
- 3 補助金の交付後、補助金の要件に該当しないことが判明した場合には、交付された補助金を返還します。
- 4 匝瑳市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではありません。

備考 誓約者（同意者）は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



中小企業者感染防止対策事業補助金交付決定（却下）通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった中小企業者感染防止対策事業補助金の交付申請について、下記のとおり補助を行うことを決定（却下）したので、匝瑳市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

記

1 次のとおり交付を決定します。

金 円

なお、上記交付決定額と同額を補助金の額として確定しましたので、匝瑳市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

2 次のとおり申請を却下します。

却下理由

第4号様式（第7条関係）

中小企業者感染防止対策事業補助金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定のあつた中小企業者感染防止対策事業補助金について、匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

（添付書類）

補助金振込先の金融機関の口座の通帳等の写し